

平成三十一年二月八日提出
質問第三五号

毎月勤労統計調査における賃金変化率として検証すべき名目賃金と実質賃金の変化率等に関する質問主意書

提出者 山井和則

毎月勤労統計調査における賃金変化率として検証すべき名目賃金と実質賃金の変化率等に関する

質問主意書

政府は、一月十一日に「毎月勤労統計調査において全数調査するとしていたところを一部抽出調査で行っていたことについて」を公表し、これまでの毎月勤労統計が不正な調査に基づくものであること等を公表し、過去の確定したデータの再集計、公表を行うとともに、再集計値に基づく追加給付を実施することとしています。また、一月二十二日には、毎月勤労統計調査等に関する特別監察委員会により「毎月勤労統計調査を巡る不適切な取扱いに係る事実関係とその評価等に関する報告書」が厚生労働大臣に提出されました。そこで、以下の通り質問します。

- 一 「毎月勤労統計調査 平成三十年十二月分結果速報」（以下、十二月分速報という。）に示されている、「毎月勤労統計における共通事業所による前年同月比の参考提供について」（以下、「共通事業所系列・参考値」という）に掲載されている現金給与総額（以下、名目賃金という。）の前年比から、機械的に物価上昇率を除いて実質賃金前年比を算出すれば、一月がマイナス一・四パーセント、二月がマイナス一・〇パーセント、三月がマイナス〇・一パーセント、四月がマイナス〇・四パーセント、五月がマイナ

ス〇・五パーセント、六月が〇・六パーセント、七月がマイナス〇・四パーセント、八月がマイナス〇・六パーセント、九月がマイナス一・三パーセント、十月がマイナス〇・八パーセント、十一月が〇・〇パーセント、十二月が一・四パーセント、一月～十二月の平均がマイナス〇・四パーセントとなりますか。

二 昨年の名目賃金の伸び率は、景気指標としての賃金変化率としては、「毎月勤労統計調査 平成三十年分結果速報」（以下、平成三十年速報という。）に掲載されている一・四パーセントと、十二月分速報にある「共通事業所系列・参考値」に掲載されている、名目賃金の前年比の一月～十二月の平均の〇・八パーセントのどちらを重視すべきですか。

三 昨年の実質賃金の伸び率は、景気指標としての賃金変化率としては、平成三十年速報に掲載されている〇・二パーセントと、十二月分速報にある「共通事業所系列・参考値」に掲載されている、名目賃金の前年比から、機械的に物価上昇率を除いて算出した実質賃金の、一月～十二月の平均のマイナス〇・四パーセントとの、どちらを重視すべきですか。

四 十二月分速報にある「共通事業所系列・参考値」について、二〇一八年の各月の実質賃金前年比を公表

しない理由を示して下さい。

五 十二月分速報にある「共通事業所系列・参考値」について、二〇一八年の各月の実質賃金前年比を公表しないのであれば、なぜ、名目賃金前年比を公表しているのかについての、理由を示して下さい。

六 十二月分速報にある「共通事業所系列・参考値」について、二〇一八年の各月の実質賃金前年比を公表するか否かを、総務省統計委員会で議論すべきと考えられていますか。あるいは、総務省統計委員会で議論すべきか否か、今後、検討しますか。

七 「衆議院議員山井和則君提出毎月勤労統計調査のデータの不正や偽装に対する政府の認識に関する質問に対する答弁書」の中で、「『二〇一八年六月の名目賃金の前年比である伸び率は、二十一年ぶりの伸び率』であることについては、同日時点において公表されていた毎月勤労統計の数値に関してはそのとおりであった。」とありますが、「二〇一八年六月の名目賃金の前年比である伸び率は、二十一年ぶりの伸び率」という認識を、政府は現在でも有していますか。

八 二〇一八年九月二十八日に開催された第百二十六回統計委員会について、総務省がホームページで公表している議事概要によれば、「毎月勤労統計」について、統計委員会の委員の側から「『労働者全体の賃

金の水準は本系列、景気指標としての賃金変化率は共通事業所を重視していく』が最も重要。」との発言がありますが、この認識は、政府の認識と一致していますか。それとも一致していない、もしくは一致しない部分がありますか。

九 八について、「景気指標としての賃金変化率」は、名目賃金変化率のみを指しますか。実質賃金変化率は、「景気指標としての賃金変化率」には含まれませんか。

十 統計委員会での議論に関わらず、政府として経済政策を立案する際に経済指標を参照する場合に、賃金の変化率として、実質賃金の変化率を検証することはありませんか。

十一 厚生労働省で開催されていた「毎月勤労統計の改善に関する検討会」について、検討会が、二〇一五年の九月十六日に開催された第六回以降、開催されていない理由を示して下さい。

十二 厚生労働省で開催されていた「毎月勤労統計の改善に関する検討会」について、第四回から第六回までの議事録が、二〇一九年二月八日現在で、検討会開催から三年以上も経過しているにもかかわらず、未だ公表されていない理由を示して下さい。

十三 二〇一八年九月二十八日に開催された第二百二十六回統計委員会で厚生労働省が提出し説明した資料

「毎月勤労統計…賃金データの見方」で言及している、「サンプル入替えの影響」と「事業所規模別労働者構成比の変化の影響」（以下、「ベンチマーク更新の影響」という。）により、現在の認識として、「毎月勤労統計調査 平成三十年一月分結果速報」の現金給与総額に、それぞれいくら、何パーセントの格差が生じましたか。また合計ではいくらで、何パーセントの格差が生じましたか。

十四 十三について、毎月勤労統計で、二〇一八年二月以降、十二月まで各月の「サンプル入替えの影響」と「ベンチマーク更新の影響」により、現金給与総額に、それぞれいくら、何パーセントの格差が生じましたか。また合計ではいくらで、何パーセントの格差が生じましたか。

右質問する。